

欠席連絡と感染症と診断された場合の対応について

平素は志摩市の教育行政に対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、学校は多くの子どもたちが集団で生活する場であり、感染症が広がりやすい環境にあります。

つきましては、お子様の健康を守り、学校内での流行を防ぐため、日頃よりご家庭での予防に努めていただくとともに、体調不良の際は早めに医療機関を受診してください。また、欠席時等の連絡については、下記の通りご協力をお願い申し上げます。

記

1 体調不良による欠席時の連絡

感染症の流行をいち早く把握し、感染拡大を未然に防ぐため、欠席の際は以下の内容を学校へお伝えください。

- 具体的な症状 … 発熱、のどの痛み、咳、鼻水、頭痛、下痢、おう吐など
- 症状が出始めた時期 … いつ頃から体調が悪くなったか
- 医療機関の受診状況 … 受診の有無、受診した場合はその結果

2 感染症と診断された場合

医師から特定の感染症(インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など)と診断された場合は学校へご連絡ください。

○出席停止について

学校保健安全法に基づき、本人の健康回復と周囲への感染防止のため出席停止(欠席扱いとしない)となります。(裏面の「学校保健安全法において出席停止となる疾病とその基準」参照)

○登校再開の手続き

登校を再開する際は、所定の用紙(「学校感染症届出書」)を提出していただく必要があります。

- ・用紙は学校から配布します。志摩市ホームページからダウンロードすることもできます。
([志摩市 出席停止 検索](#))
- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の場合は保護者がご記入ください。
- ・インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の疾病の場合は、受診した医師に記入していただきます。なお、この用紙の文書料につきましては、志摩医師会のご配慮により、志摩医師会所属の医療機関において原則無料でご協力いただいています。

<学校保健安全法において出席停止となる疾病とその基準>

	対象疾病	出席停止期間の基準	提出書類
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ	治癒するまで	「学校感染症届出書 <input type="checkbox"/> インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の疾病」 * または、医師による 治癒証明書
第2種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	「学校感染症届出書 <input type="checkbox"/> インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症」 「学校感染症届出書 <input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス感染症」 「学校感染症届出書 <input type="checkbox"/> インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の疾病」 * または、医師による 治癒証明書
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
	風しん(3日はしか)	発しんが消失するまで	
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで		
ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。			
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎、コレラ、腸チフス、細菌性赤痢、パラチフス、※ その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで	「学校感染症届出書 <input type="checkbox"/> インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症以外の疾病」 * または、医師による 治癒証明書

※ その他の感染症とは・・・条件によっては出席停止の必要が考えられる疾病です。

【溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など】

その他の感染症に該当するかどうか不明な場合は、学校へお問い合わせください。